

湊川短期大学 SNS 利用に関するガイドライン

本ガイドラインは、本学の学生がソーシャルメディア（SNS）を適切かつ安全に利用し、豊かな学生生活を送ることを目的として制定されました。SNS は個人の表現を広げる素晴らしいツールである一方、不用意な投稿が自分自身の将来（就職やキャリア）を損なったり、他者の権利を侵害したり、大学全体の信頼を失墜させたりするリスクをはらんでいます。本学の一員としての自覚を持ち、自らの行動に責任を持つための指針として、以下のルールを遵守してください。

1. ソーシャルメディアとは

LINE、Instagram、X（旧 Twitter）、TikTok、YouTube、Facebook など、インターネットを通じて不特定多数の利用者と情報をやり取りできるサービスを指します。SNS は便利なコミュニケーションツールですが、一度発信した情報は完全に消去することが難しく（デジタルタトゥー）、全世界に拡散される可能性があることを理解しましょう。

2. SNS 利用・投稿に関する注意事項

SNS 利用・投稿の際は以下のルールを遵守すること。

① 法令遵守

著作権、肖像権、商標権などの知的財産権を侵害してはならない。また、他人の写真や音楽を無断で使用することは法律で禁じられていることを忘れない。

② プライバシー保護

投稿の際、自分や他人の個人が特定される情報の掲載には細心の注意を払うこと。

③ 守秘義務

授業や学内業務、実習、ボランティア活動などで知り得た非公開情報について、SNS に投稿する等してはならない。

④ 正確な情報の発信

不確かな情報（デマや噂話）を拡散せず、常に情報の真偽を確認する姿勢を持つこと。

SNS は公共の場であることを念頭に置き、使用には注意をしてください

(いかなる場合も投稿を禁止する)

●学内でのライブ配信

授業中や休み時間、学内施設でのリアルタイム配信は、他の学生の迷惑やプライバシー侵害となるため。

●差別・誹謗中傷・公序良俗に反する内容

特定の個人や団体を攻撃する言葉、差別的な表現、公序良俗に反する内容は絶対に投稿してはならない。

●実習先やボランティア活動での撮影したもの

実習先や活動先で許可なく撮影・録音・配信することは、プライバシーの侵害や機密情報の公開につながり、信頼関係を破壊する重大な違反行為となり、企業や団体への損害賠償に発展する恐れもあるため。

●研究成果の発表物

卒業研究の内容等、大学の資産であるものについては、指導教員の許可なく無断で公表してはならない。

●他者が映り込んだもの

友人と撮った写真でも、背景に無関係な人が写っている場合は、ぼかしを入れるか掲載を控えるようにする。

●虚偽の情報について

「事実ではないこと」を事実のように装って発信し、周囲を混乱させる行為は厳禁である。

3. 事例（ケーススタディ）

実際に起こったトラブルを参考に、自分の行動を振り返ってみましょう。

【事例 A：実習先での不適切な投稿】

保育実習中、園児の様子をスマホのカメラで撮影し、「今日の実習楽しかった！」と Instagram のストーリーズにアップした。

【リスク】 園児のプライバシー侵害だけでなく、保護者や園からの信頼を失い、実習の中止や大学全体の提携解除に繋がります。

【事例 B：学内でのライブ配信】

休み時間に学内で TikTok ライブを行った際、背景の掲示板に個人名が映り込んでしまった。

【リスク】 悪意がなくても、個人情報の漏洩など、自分だけでなく多くの学生に迷惑をかけ

ることになります。

【事例 C：アルバイト先での「バイトテロ」】

アルバイト先のキッチンでふざけている動画を「鍵アカウント（非公開）」で友人のみに公開したが、友人がそれを保存して拡散した。

[リスク] 鍵アカウントであっても拡散を防ぐことはできません。企業から数百万～数千万円の損害賠償を請求されるケースもあります。

4. 遵守義務と責任

本ガイドラインに定める SNS 投稿に関する注意事項に違反し、本学の社会的信用を著しく傷つけたり、他者の権利を侵害したりした場合には、**本学学則及び「学生懲戒規程」に基づき、厳重に処罰（訓告、停学、退学など）**されることがあります。

また、SNS 上のトラブルは学内での処分に留まらず、被害者からの**損害賠償請求や刑事罰**の対象となる可能性もあります。学生の皆さんは、自身の発信が自分自身の将来や、大学に関わる全ての人々に多大な影響を与えることを深く自覚し、責任ある行動をとるよう、注意をしてください。

制定：2026（令和 8）年 4 月 1 日